

令和7年12月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和7年度12月補正予算等関係)

農林水産部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年12月定例会議案説明資料目次

農林水産部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 生産振興課	3 4
	2 繰越明許費に関する調書	農地・水保全課 森林づくり推進課	5
	3 債務負担行為に関する調書	生産振興課 中小家畜試験場	8

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第7号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)	水産振興課	10

(報告)

報告番号	件 名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県継続費精算報告書について	生産振興課 畜産振興課	12
第3号	長期継続契約の締結状況について	畜産試験場	13

議案説明資料総括表

農林水産部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
生産振興課	1,765,931	0	1,765,931					
畜産振興課	2,089,564	0	2,089,564					
合計	28,275,242	0	28,275,242					

説明

(新)[債務負担行為]日本植物園協会大会業務負担金

[債務負担行為]中小家畜試験場管理運営費

令和7年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

6目 農作物対策費

生産振興課 (内線: 7279)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)日本植物園協会大会業務負担金	0	(債務負担行為 15,000)	(債務負担行為 15,000)				(債務負担行為 15,000)	
トータルコスト	補正前: 0千円 (0人)、補正: 789千円 (0.1人)、計: 789千円 (0.1人)							

1 事業の目的、概要

全国的な植物園ネットワークを通じて、植物園や植物に関する文化の発展と科学技術の振興、自然環境の保全に貢献する事業等に取り組んでいる公益社団法人日本植物園協会主催の「日本植物園協会大会」が県立とっとり花回廊を担当園として令和8年度に開催される。

※本大会は会員園持ち回りでの開催となっており、本県では平成18年度「第41回大会」開催以来、20年ぶりの開催

2 主な事業内容

プレリハーサルや大会本番等への準備を万全に備えるため、令和7年度内に実行委員会が委託業者と調整・準備を開始する必要があることから、大会実行委員会負担金について債務負担行為を設定する。

※大会運営業務内容: 大会運営・進行(監督等スタッフ配置含)、会場設営・装飾、受付の設置等

(参考) 日本植物園協会大会第61回大会について

- 開催日: 令和8年5月26日(火)～28日(木)
- 会場: ANAクラウンプラザホテル米子、とっとり花回廊等
- 主催: 公益社団法人日本植物園協会
- 内容: 協会功労者表彰、ナショナルコレクション認定証授与式、意見交換会、研究発表会、見学会(とっとり花回廊等)

繰 越 明 許 費 に 関 す る 調 書

追加分

(単位:千円)

款	項	目	事 業 名	課名	予算額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				備 考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
6 農林水産業費	3 農 地 費	2 土地改良費	市町村受託事業費	農地・水保全課	67,095	41,866			41,866		
6 農林水産業費	3 農 地 費	2 土地改良費	経営体育成基盤整備事業費	農地・水保全課	264,250	175,750	93,875	43,000	30,265	8,610	
6 農林水産業費	3 農 地 費	2 土地改良費	農地集積加速化農地整備事業費	農地・水保全課	140,442	81,942	51,213	15,000	8,194	7,535	
6 農林水産業費	3 農 地 費	2 土地改良費	県営畠地帯総合整備事業費	農地・水保全課	277,700	210,649	113,212	52,000	39,509	5,928	
6 農林水産業費	3 農 地 費	2 土地改良費	県営農業水利施設保全合理化事業費	農地・水保全課	50,000	43,340	23,837	11,000	7,584	919	
6 農林水産業費	3 農 地 費	2 土地改良費	基幹水利施設更新事業費 (機械設備)	農地・水保全課	65,000	47,000	25,850	12,000	7,050	2,100	
6 農林水産業費	4 林 業 費	2 林業振興費	森林J-クレジット推進事業費	森林づくり推進課	1,101	1,101				1,101	
農林水産部 合 計					865,588	601,648	307,987	133,000	134,468	26,193	

繰 越 明 許 費 に 関 す る 調 書

変更分

(単位:千円)

款	項	目	事 業 名	課名	予算額	翌年度繰越額		補正額	左 の 財 源 内 訳				備考
						補正前	補正後		国庫補助金	起債	その他	一般財源	
6 農林水産業費	3 農 地 費	3 農地防災事業費	県 営 地 域 た め 池 総 合 整 備 事 業 費	農地・水保全課	768,700	270,761	398,661	127,900	70,345	39,000	14,069	4,486	
農林水産部 合 計					768,700	270,761	398,661	127,900	70,345	39,000	14,069	4,486	

繰 越 理 由 一 覧

農林水産部(単位:千円)

事 業 名	地区名	繰越額	繰 越 理 由
市町村受託事業費	淀江、中山3期	41,866	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
経営体育成基盤整備事業費	淀江、折渡	175,750	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
農地集積加速化農地整備事業費	山上、富益	81,942	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営畠地帯総合整備事業費	富江、名和3期、中山3期	210,649	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営農業水利施設保全合理化事業費	大渕用水	43,340	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
基幹水利施設更新事業費（機械設備）	東伯3	47,000	関連設備に想定外の破損が確認され、追加の修繕作業に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
森林J-クレジット推進事業費		1,101	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営地域ため池総合整備事業費	広岡	127,900	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
計		729,548	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			備考	
			期間	金額	期間	金額	特定財源				
							国庫支出金	地方債	その他		
令和7年度 日本植物園協会大会業 務負担金	生産振興 課	千円 15,000		千円	令和8年度	千円 15,000	千円	千円	千円 15,000		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			備考	
			期間	金額	期間	金額	特定財源		一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他		
令和7年度 中小家畜試験場管理 運営費	中小家畜 試験場	補正前	千円	10,950		千円	令和8年度から 令和15年度まで	千円	千円	千円	10,950
		補正	千円	3,303		千円	令和8年度から 令和15年度まで	千円	千円	千円	3,303
		補正後	千円	14,253		千円	令和8年度から 令和15年度まで	千円	千円	千円	14,253

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 魚類の係る疾病の検査をより適正に実施することに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 持続的養殖生産確保法第2条第2項に規定する特定疾病（以下「特定疾病」という。）の検査（異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検査に限る。）のうち、コイ春ウイルス血症に係る間接蛍光抗体法検査を廃止することに伴い、当該検査に係る手数料を削る。</p> <p>(2) 魚類に係る疾病（特定疾病を除く。）の検査として、アユのエドワジエラ・イクタルリ感染症の検査を新たに実施することに伴い、当該検査に係る手数料（1回につき20,200円）を定める。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(265の3) 略 (265の4) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2条第2項に規定する特定疾病（次号において「特定疾病」という。）の検査（異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検査に限る。）次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(265の3) 略 (265の4) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第2条第2項に規定する特定疾病（次号において「特定疾病」という。）の検査（異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検査に限る。）次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2 コイ春ウイルス血症 (1) 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>(2) 略</u></td><td>略</td></tr> </tbody> </table> (265の5) 魚類に係る疾病（特定疾病を除く。）の検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	区分	金額	1 略	略	2 コイ春ウイルス血症 (1) 略	略	<u>(2) 略</u>	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2 コイ春ウイルス血症 (1) 略 (2) <u>間接蛍光抗体法検査</u></td><td>略 <u>1回につき 13,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>(3) 略</u></td><td>略</td></tr> </tbody> </table> (265の5) 魚類に係る疾病（特定疾病を除く。）の検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	区分	金額	1 略	略	2 コイ春ウイルス血症 (1) 略 (2) <u>間接蛍光抗体法検査</u>	略 <u>1回につき 13,500円</u>	<u>(3) 略</u>	略
区分	金額																
1 略	略																
2 コイ春ウイルス血症 (1) 略	略																
<u>(2) 略</u>	略																
区分	金額																
1 略	略																
2 コイ春ウイルス血症 (1) 略 (2) <u>間接蛍光抗体法検査</u>	略 <u>1回につき 13,500円</u>																
<u>(3) 略</u>	略																
(265の6)～(328) 略 2 略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>2 アユのエドワジエラ・イ クタルリ感染症の検査</u></td><td><u>1回につき 20,200円</u></td></tr> <tr> <td><u>3 略</u></td><td>略</td></tr> </tbody> </table> (265の6)～(328) 略 2 略	区分	金額	1 略	略	<u>2 アユのエドワジエラ・イ クタルリ感染症の検査</u>	<u>1回につき 20,200円</u>	<u>3 略</u>	略								
区分	金額																
1 略	略																
<u>2 アユのエドワジエラ・イ クタルリ感染症の検査</u>	<u>1回につき 20,200円</u>																
<u>3 略</u>	略																

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第265の5号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる検査の依頼について適用し、同日前に行われた依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

令和6年度鳥取県継続費精算報告書

款 項	事 業 名	年 度	全 体 計 画			実 績			比 較					
			年割額	左 の 財 源 内 訳		支出済額	左 の 財 源 内 訳		一般財源	年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳		一般財源	
				特 定 財 源			特 定 財 源				特 定 財 源			
				国庫支出金	地方債	その他	国庫支出金	地方債	その他		国庫支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	5 とつとり花回廊施設管理費	106,743,000	円	円	円	円	円	円	円	6,403,000	円	円	円
		6 農業費	155,861,000		140,000,000		15,861,000	153,469,600		138,000,000	15,469,600	2,391,400	2,000,000	391,400
		計	262,604,000		236,000,000		26,604,000	253,809,600		228,000,000	25,809,600	8,794,400	8,000,000	794,400
6 農林水産業費	2 畜産業費	5 豚出荷施設新設事業費	20,690,000				20,690,000	13,543,000			13,543,000	7,147,000		7,147,000
		6 畜産業費	14,268,000				14,268,000	21,415,000			21,415,000	△ 7,147,000		△ 7,147,000
		計	34,958,000				34,958,000	34,958,000			34,958,000			

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	畜産試験場	物品 保守	電話交換機 電話機	1式 34台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	1,124,640	令和7年10月27日 ～令和14年1月9日	鳥取県畜産試験場